

第 3 次 地 域 管 理 經 営 計 画 書

(沖繩中南部森林計画区)

計画期間

自	令和 8 年 4 月 1 日
至	令和 13 年 3 月 31 日

九州森林管理局

はじめに

我が国の国土面積の2割、森林面積の3割に当たる国有林野の管理経営は、森林経営の用に供するものとされた国有財産として、①国土の保全その他国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るとともに、あわせて、②林産物を持続的かつ計画的に供給し、③国有林野の活用によりその所在する地域の産業の振興又は住民の福祉の向上に寄与することを目標として行うこととされている。

また、国有林野の管理経営を行う国有林野事業については、平成25年度から、それまでの特別会計により企業的に運営する事業から一般会計において実施する事業に移行し、民有林に係る施策との一体的な推進を図りつつ、公益的機能の発揮に向けた適切な施業や木材の持続的かつ計画的な供給等を推進してきたところである。

国有林野に対する国民の期待は、国土の保全や地球温暖化の防止、水源の涵養等の面が大きく、今後とも、公益的機能の維持増進を図っていく必要がある。また、民有林において、森林経営管理制度等による森林の経営管理の集積・集約化や森林環境譲与税を活用した森林整備等の取組が進められている中で、林業経営体の育成や市町村を始めとする民有林行政に対する技術支援などが求められている。

これらを踏まえ、国有林野事業は、冒頭の目標の下、森林・林業や国有林野事業に対する国民の多様な要請と期待を踏まえつつ、「国民の森林」として、公益重視の管理経営を一層推進するとともに、その組織・技術力・資源を活用して民有林に係る施策を支え、森林・林業施策全体の推進に貢献するための取組を進めていく。

本計画は、国有林野の管理経営に関する法律（昭和26年法律第246号）第6条第1項の規定に基づいて、九州森林管理局長が、国有林野の管理経営に関する基本計画に即し、国有林の地域別の森林計画と調和させ、あらかじめ国民の意見を聴いた上で、今後5年間の沖縄中南部森林計画区における国有林野の管理経営に関する基本的な事項について定めたものである。

沖縄中南部森林計画区における国有林野の管理経営は、関係住民の理解と協力を得ながら、さらに、関係行政機関と連携を図りつつ、この計画に基づいて適切に行う。

目 次

1	国有林野の管理経営に関する基本的な事項	1
(1)	国有林野の管理経営の基本方針	1
①	森林計画区の概況	1
②	国有林野の管理経営の現状及び評価	1
③	持続可能な森林経営の実施方向	2
④	政策課題への対応	3
(2)	機能類型に応じた管理経営に関する事項	3
①	機能類型ごとの管理経営の方向	3
②	地区ごとの管理経営の方向	5
(3)	森林・林業施策全体の推進への貢献に必要な事項	6
①	市町村の森林・林業行政に対する技術支援	6
②	森林・林業技術者等の育成支援	6
③	その他	6
(4)	主要事業の実施に関する事項	6
①	伐採総量	7
②	更新総量	7
③	保育総量	7
④	林道の開設及び改良の総量	7
(5)	その他必要な事項	7
2	国有林野の維持及び保存に関する事項	8
(1)	巡視に関する事項	8
①	山火事防止等の森林保全巡視	8
②	境界の保全管理	8
(2)	森林病虫害の駆除又はそのまん延の防止に関する事項	8
(3)	特に保護を図るべき森林に関する事項	8
(4)	その他必要な事項	8
3	林産物の供給に関する事項	8
(1)	木材の安定的な取引関係の確立に関する事項	8
(2)	その他必要な事項	8
4	国有林野の活用に関する事項	8
(1)	国有林野の活用の推進方針	8
(2)	国有林野の活用の具体的手法	9
(3)	その他必要な事項	9

5	国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる私有林野の整備及び保全等に関する事項	9
	(1) 私有林と連携した施業や私有林材との協調出荷の推進に関する事項	9
	(2) 公益的機能維持増進協定の締結に関する基本的な方針	9
	(3) その他必要な事項	9
6	国民の参加による森林の整備に関する事項	9
	(1) 国民参加の森林に関する事項	9
	(2) 分収林に関する事項	9
	(3) その他必要な事項	10
7	その他国有林野の管理経営に関し必要な事項	10
	(1) 林業技術の開発、指導及び普及に関する事項	10
	(2) 地域の振興に関する事項	10
	(3) その他必要な事項	10

1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

(1) 国有林野の管理経営の基本方針

本計画区における国有林野の管理経営は、国有林野の管理経営に関する基本計画に即するとともに、国有林の地域別の森林計画と調和して、機能類型区分等による公益重視の管理経営を一層推進するとともに、その組織・技術力・資源を活用して民有林に係る施策を支え、森林・林業施策全体の推進に貢献していく。

① 森林計画区の概況

本計画の対象は、沖縄中南部森林計画区を管轄区域とする国有林野 39 ha（不要存置林野 33 haを含む。）であり、沖縄本島中南部及び慶良間諸島、久米島、南北大東島及びこれら周辺に介在する大小の島々からなる区域である。

また、本計画区は、平成 26 年 3 月に慶良間諸島が慶良間諸島国立公園に指定され、海辺は海水浴・観覧・ダイビング等観光スポットとして多くの人に利用されている。

② 国有林野の管理経営の現状及び評価

本計画区の国有林は、沖縄森林管理署が管理経営しており、本計画の対象とする国有林野面積は 6 ha で、計画区全体の森林面積 12,654 ha に対して 1 % に満たない。主な樹種としては、広葉樹はモクマオウ、アダンなどとなっている。

蓄積は 280 m³ で、計画区全体の蓄積 1,202 千 m³ に対して 1 % に満たない。また、すべての森林が天然林となっている。

森林の種類は、普通林が無く、すべての制限林が潮害防備保安林である。

○ 沖縄中南部森林計画区内の森林資源状況 (単位：ha、m³)

区 分	人工林	天然林	その他	合計
面 積	—	4	2	6
蓄 積	—	280	—	280

注： 合計は四捨五入の関係で必ずしも一致しない。

主要施策に係る前計画の計画量と実行量について下表に示す。

伐採立木材積については、実行はなかった。

○ 主要施策に係る計画量と実行量

項 目	計 画	実 行
伐採立木材積	100 m ³	0 m ³
主 伐	100 m ³	0 m ³
間 伐	0 m ³ (0 ha)	0 m ³ (0 ha)
造林面積	0 ha	0 ha
人工造林	0 ha	0 ha
天然更新	0 ha	0 ha
林道等の開設又は改良	開設：0 km 改良：0 箇所	開設：0 km 改良：0 箇所

注： 前計画の臨時伐採量は主伐に含めた。

③ 持続可能な森林経営の実施方向

国有林野の管理経営に当たっては、開かれた「国民の森林」の実現を図り、現世代から将来世代へ森林からの恩恵を伝えるため、住民の方々の意見を聴き、機能類型区分や森林の適切な整備・保全等による持続可能な森林経営に取り組んでいく。

また、持続可能な森林経営については、日本はモントリオール・プロセスに参加しており、この中で森林経営の持続可能性を客観的に把握し評価するための7基準（54指標）が示されている。本計画区の国有林野について、この基準を参考に取り組んでいる施策及び森林の取扱方針を整理すると次のとおりとなる。

I 生物多様性の保全	地域の特性に応じた多様な森林生態系を保全していくため、多様な林相の森林を整備及び保全していくとともに、貴重な野生動植物が生息・生育する森林について適切に保護・保全するほか、施業を行う場合でも適切な配慮を行う。
II 森林生態系の生産力の維持	森林としての成長力を維持し健全な森林を整備していくため、間伐等の適切な実施に取り組む。
III 森林生態系の健全性と活力の維持	外部環境から受ける影響から森林の劣化を防ぐため、森林病虫害や山火事等から森林を保全するとともに、被害を受けた森林の回復を行う。
IV 土壌及び水資源の保全と維持	降雨に伴う侵食等から森林を守るとともに、森林が育む水源の涵養のため、山地災害により被害を受けた森林の整備、復旧や公益的機能の維持のために必要な森林の保全を行う。
V 地球的炭素循環への森林の寄与の維持	地球温暖化防止に貢献するため、温室効果ガスの吸収源と位置づけることのできる森林を確保するため育成林の整備を推進するとともに、天然生林の保全を行うほか、森林整備の円滑な推進と炭素の貯蔵庫としての機能を維持するため木材利用を推進する。

<p>VI 社会の要望 を満たす長期 的・多面的な 社会・経済的 便益の維持及 び増進</p>	<p>国民の森林に対する期待に応えるため、森林が有する多面的機能の効果的な発揮に取り組むとともに、森林浴や森林ボランティア、環境教育等森林と人とのふれあいの確保のためのフィールドの提供や森林施業に関する技術開発等に取り組む。</p>
<p>VII 森林の保全 と持続可能な 経営のための 法的、制度的 及び経済的枠 組</p>	<p>I～VIで記述した内容を着実に実行し「国民の森林」として開かれた管理経営を行うため、国有林野に関連する法制度に基づく各計画制度の適切な運用はもとより、管理経営の実施に当たっては国民の意見を聴きながら進めるとともに、モニタリング等を通じて森林資源の状況を把握する。関連する主な施策として、国有林モニターを活用し、国有林野事業等に対する意見、要望等を聴取するとともに、国有林野事業の運営等について国民の理解の促進を図る。</p>

④ 政策課題への対応

本計画区の国有林では、国土保全や水源涵養等の公益的機能の維持増進、「新しい林業」の実現に向けた取組、森林環境教育や森林とのふれあい、国民参加の森林づくりの推進、地球温暖化防止や生物多様性の保全などの政策課題に取り組む。

また、近年、大雨や短時間強雨の発生頻度の増加等により、山地災害が激甚化・頻発化する傾向にあることを踏まえ、林地保全に配慮した施業等に、より一層取り組む。

(2) 機能類型に応じた管理経営に関する事項

① 機能類型ごとの管理経営の方向

公益的機能の維持増進を旨とした管理経営を行うため、

- ・山地災害防止タイプ（土砂流出・崩壊防備エリア、気象害防備エリア）
- ・自然維持タイプ
- ・森林空間利用タイプ
- ・快適環境形成タイプ
- ・水源涵養タイプ

の機能類型区分を行い、重視すべき機能の発揮を目的とした管理経営を行う。

なお、地域別の森林計画における公益的機能別施業森林との関係は下表のとおり。

○ 機能類型と公益的機能別施業森林の関係

機能類型		公益的機能別施業森林			
		水源涵養 機能維持 増進森林	山地災害 防止機能/ 土壌保全 機能維持 増進森林	快適環境 形成機能 維持増進 森林	保健機能 維持増進 森林
山地災害防止 タイプ	土砂流出・崩壊防備エリア	○	○		
	気象害防備エリア	○	○	○	
快適環境形成タイプ		○		○	
水源涵養タイプ		○			
自然維持タイプ		○	○		○
森林空間利用タイプ		○	○		○

また、機能類型区分に応じた管理経営に当たっては「管理経営の指針」（別冊）によるほか、次の点に留意して、個々の森林の自然条件や社会的条件を踏まえて適切に行う。

なお、各機能の発揮を図るために導入する林相の維持・改良等に必要な施業により生じる木材については、有効利用を図る。

ア 山地災害防止タイプにおける管理経営の指針その他山地災害防止タイプに関する事項

山地災害防止タイプは、土砂の流出・崩壊、落石等の山地災害による人命・施設の被害の防備その他災害に強い国土基盤の形成に係る機能を重点的に発揮すべき森林であり、次の事項に留意して、保全対象と当該森林の位置的関係、地質や地形等の地況、森林現況等を踏まえた適切な管理経営を行う。

山地災害防止タイプのうち、土砂流出・崩壊防備エリアでは、根系が深くかつ広く発達し、常に落葉層を保持し、適度の陽光が入ることによって下層植生の発達が良好であり、必要に応じて土砂の流出・崩壊を防止する治山施設等が整備されている森林を整備の目標とする。

山地災害防止タイプのうち、気象害防備エリアでは、樹高が高く下枝が密に着生しているなど遮蔽能力が高く、諸被害に対する抵抗性の高い樹種によって構成される森林を目標とする。

イ 自然維持タイプにおける管理経営の指針その他自然維持タイプに関する事項

自然維持タイプは、原生的な森林生態系からなる自然環境の維持、動植物の保護、遺伝資源の保存等自然環境の保全に係る機能を重点的に発揮すべき森林であり、原則として自然の推移に委ねるとともに、生物多様性の保全等に配慮した管理経営を行う。

ウ 森林空間利用タイプにおける管理経営の指針その他森林空間利用タイプに関する事項

森林空間利用タイプは、スポーツ又はレクリエーション、教育文化、休養等の場及び優れた景観の提供に係る機能を重点的に発揮すべき森林であり、それぞれの保健・文化的利用の形態に応じた管理経営を行う。

エ 快適環境形成タイプにおける管理経営の指針その他快適環境形成タイプに関する事項

快適環境形成タイプは、騒音の低減や大気の浄化、木陰の提供等による気象緩和等地域住民の居住環境を良好な状態に保全する機能を重点的に発揮すべき森林であり、それぞれの機能に応じた管理経営を行う。

オ 水源涵養タイプにおける管理経営の指針その他水源涵養タイプに関する事項

水源涵養タイプは、国民生活に欠かせない良質で豊かな水の供給に係る機能を重点的に発揮すべき森林であり、渇水緩和や水質保全等の水源涵養機能を高めるため、浸透・保水能力の高い森林土壌の維持及び根系や下層植生の発達が良好で諸被害に強い森林の整備を目標として管理経営を行う。なお、これら条件の維持できる範囲で森林資源の有効利用に配慮する。

② 地区ごとの管理経営の方向

ア 富祖崎地区（81 林班）

本計画区の南東部に位置し、南城市の海岸線地域であり、風害、飛砂、潮害、濃霧等の気象害による居住・産業活動に係る環境悪化の防備のため、気象害防備エリアとして山地災害防止機能を重視すべき森林であることから、「山地災害防止タイプ」に区分して管理経営を行う。

イ 阿波連・渡嘉敷地区（82 林班）

阿波連地区は渡嘉敷島の中心から南に位置し、阿波連ビーチ沿いの海岸線地域にあり、風害、飛砂、潮害、濃霧等の気象害による居住・産業活動に係る環境悪化の防備のため、気象害防備エリアとして山地災害防止機能を重視すべき森林であることから、「山地災害防止タイプ」に区分して管理経営を行う。

渡嘉敷地区は渡嘉敷島の中心から北に位置し、フェリー乗り場の近隣及び海岸線地域にあり、風害、飛砂、潮害、濃霧等の気象害による居住・産業活動に係る環境悪化の防備のため、気象害防備エリアとして山地災害防止機能を重視すべき森林であることから、「山地災害防止タイプ」に区分して管理経営を行う。

ウ 牧治・古座間味地区・八重後地区・内川地区・安慶名敷地区（83 林班）

牧治・古座間味・八重後・内川地区は座間味島の中心から各位置に点在し、各地区の海岸線地域にあり、風害、飛砂、潮害、濃霧等の気象害による居住・産業活動に係る環境悪化の防備のため、気象害防備エリアとして山地災害防止機能を重視すべき森林であることから、「山地災害防止タイプ」に区分して管理経営を行う。

安慶名敷地区は座間味島の中心から南に位置し、フェリー乗り場から約1キロ地点の無人島の海岸線地域にあり、風害、飛砂、潮害、濃霧等の気象害による居住・産業活動に係る環境悪化の防備のため、気象害防備エリアとして山地災害防止機能を重視すべき森林であることから、「山地災害防止タイプ」に区分して管理経営を行う。

(3) 森林・林業施策全体の推進への貢献に必要な事項

本計画区の国有林野の管理経営に当たっては、県や市町村を始めとする幅広い民有林関係者等と密接な連携を図りながら、森林の有する多面的機能の発揮を基本としつつ、その組織・技術力・資源を活用して民有林に係る施策を支え、森林・林業施策全体の推進に貢献していく。

① 市町村の森林・林業行政に対する技術支援

森林経営管理制度の取組が進む中で、森林総合監理士（フォレスター）の資格を有する職員等を活用しつつ、市町村のニーズに応じて、森林・林業技術に関する研修への市町村職員等の受入れや公的管理を行う森林の取扱い手法の普及など、県と連携して市町村の森林・林業行政等に対する技術支援に積極的に取り組む。

② 森林・林業技術者等の育成支援

大学の研究・実習等へのフィールドの提供等を通じ、森林・林業技術者の育成を支援するとともに、林業従事者の育成に向けた林業大学校等への講師派遣等に努める。

③ その他

国民の森林^{もり}としての管理経営を推進する観点から、森林環境教育の推進、生物多様性の保全に係る取組の推進、安全・安心の取組に係る情報提供等に努める。

(4) 主要事業の実施に関する事項

本計画及び前計画期間における伐採、更新、保育及び林道の事業総量は以下のとおりである。

事業の実施に当たっては、効果的かつ効率的な実施に努め、国土の保全、自然環境の保全、生物多様性の保全等に十分配慮しつつ、地域の現況を踏まえ、多様で健全な森林の整備・保全を推進する。

また、労働災害がなく、健康で明るく働けるように労働安全衛生の確保に努める。

① 伐採総量

(単位：m³、ha)

区 分	主伐	間伐	臨時伐採量	計
本 計 画	—	— (—)	100	100
前 計 画	—	— (—)	100	100

注： () は間伐面積である。

② 更新総量

(単位：ha)

区 分	人工造林	天然更新	計
本 計 画	—	—	—
前 計 画	—	—	—

③ 保育総量

(単位：ha)

区 分	下刈	つる切	除伐	ぼう芽整理
本 計 画	—	—	—	—
前 計 画	—	—	—	—

④ 林道の開設及び改良の総量

区 分	開 設		改 良	
	路線数	延長量 (m)	箇所数	延長量 (m)
数 量	—	—	—	—

(5) その他必要な事項

治山事業は、国民の安全と安心を確保するため、大雨や短時間強雨の発生頻度の増加等により、山地災害が激甚化・頻発化する傾向にあることを踏まえ、国土強靱化基本計画等に基づき治山対策を推進する。その際、治山対策等による森林の機能の維持・向上は、Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）やグリーンインフラの考え方にも符合する取組であることを踏まえるとともに、現地の実情に応じた在来種による緑化や治山施設への魚道設置など生物多様性保全の取組にも努める。

また、大規模な山地災害発生時には、被害状況を速やかに調査するためにヘリコプターやドローン等を活用した被害調査を実施するとともに、専門技術を有した職員からなる MAFF-SAT（農林水産省・サポート・アドバイス・チーム）をリエゾン（情報連

絡員) や山地災害対策緊急展開チームとして現地に派遣するなどし、国有林防災ボランティアの協力も得つつ、民有林への支援も含めた迅速な災害対策、二次災害防止対策を図る。

2 国有林野の維持及び保存に関する事項

(1) 巡視に関する事項

① 山火事防止等の森林保全巡視

山火事等の森林被害を未然に防止するため、地元住民及び地元市町村等と連携を密にして、林野火災注意報・警報の仕組みを含めた林野火災予防に関する情報の周知や、請負事業者等への指導の徹底、森林巡視の際の入林者への啓発等を適時適切に実施する。

また、廃棄物の不法投棄については、地元市町村等関係機関、廃棄物対策協議会、森林保全巡視員、ボランティア団体等との連携の強化を図り、防止に努める。

② 境界の保全管理

境界標の巡検及び境界巡視を確実にを行い、境界の保全管理に努める。

(2) 森林病虫害の駆除又はそのまん延の防止に関する事項

松くい虫等の森林病虫害による被害は見受けられないが、被害の早期発見及び早期駆除を図るために、適切な森林の巡視に努める。

(3) 特に保護を図るべき森林に関する事項

該当なし。

(4) その他必要な事項

本計画区の国有林野の全てが潮害防備保安林に指定されているなど、気象害の防止の上で重要な森林であることから、保安林等の適切な管理に努める。

3 林産物の供給に関する事項

(1) 木材の安定的な取引関係の確立に関する事項

該当なし。

(2) その他必要な事項

該当なし。

4 国有林野の活用に関する事項

(1) 国有林野の活用の推進方針

国有林野の活用に当たっては、地域の社会的・経済的状況、住民の意向等を考慮し、地域における産業の振興、住民の福祉の向上等に資するよう、国有林野の管理経営との調整を図りつつ、積極的に推進する。

その際、再生可能エネルギー発電事業の用に供する場合には、国土の保全や生物多様性の保全等に配慮するとともに地域の意向を踏まえつつ、適切な活用を図る。また、

令和3年に整備した貸付け等手続きマニュアルに基づき、手続きの迅速化・簡素化等に努める。

なお、国有林野の活用については、盛土を始めとする土地の形質の変更等に係る各種法令に基づく許認可等を確認するほか、制限のない国有林野についても林地開発許可制度に準じて取り扱う。

本計画区の一部は、慶良間諸島国立公園に指定されており、海水浴・観覧・ダイビング等保健休養の場として利用されていることを踏まえ、これらに係る県、地元市町等による国有林野の活用に対しては、地域振興の観点から、積極的に応えていく。

(2) 国有林野の活用の具体的手法

本計画区における国有林野の活用にあたり、道路等の公用・公共用地については貸付け又は売払い等による。

(3) その他必要な事項

該当なし。

5 国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林野の整備及び保全等に関する事項

(1) 民有林と連携した施業や民有林材との協調出荷の推進に関する事項

該当なし。

(2) 公益的機能維持増進協定の締結に関する基本的な方針

国有林野に隣接・介在する民有林野の中には、小規模で孤立分散し立地条件が不利であること等から森林所有者等による整備及び保全が行われず、当該民有林野における土砂の流出等の発生が国有林野の発揮する国土保全等の公益的機能に悪影響を及ぼす場合や、鳥獣、病害虫、外来種その他の森林の公益的機能に悪影響を及ぼす動植物の繁殖が国有林野で実施する駆除等の効果の確保に支障を生じさせる場合がある。

このような場合、国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るために有効かつ適切なものとして、森林施業の集約化を図るための林道や森林作業道の開設とこれらの路網を活用した施業等を民有林野と一体的に行い、民有林野の有する公益的機能の維持増進にも寄与するよう、公益的機能維持増進協定制度の活用を努める。

(3) その他必要な事項

該当なし。

6 国民の参加による森林の整備に関する事項

(1) 国民参加の森林に関する事項

国民の自主的な参加による森林の整備を行うにあたっては、ボランティア団体等の協力を得ながら適切に行う。

(2) 分収林に関する事項

森林に対する国民の要請が多様化する中で、社会貢献活動として森林づくりに自ら

が参加・協力したいという企業等の要請に応えるため、分収林制度の活用による森林整備を推進する。

(3) その他必要な事項

協定の締結により継続的に体験活動ができる「遊々の森」等を活用して、豊かな自然環境を有する国有林野を多様な体験活動の場として積極的に提供し、森林環境教育の推進に努める。

また、教職員やボランティアのリーダー等に対する普及啓発や技術指導、森林環境教育のプログラムや教材の提供等を積極的に推進する。

さらに、森林管理署等は、国民参加による森林の整備・保全等に関する情報の提供、国民からの相談への対応、国民参加の支援を行う拠点としての機能の発揮を行うよう努める。

7 その他国有林野の管理経営に関し必要な事項

(1) 林業技術の開発、指導及び普及に関する事項

流域の要請に応じて林業技術の普及に寄与する。

(2) 地域の振興に関する事項

機能類型に応じた適切な管理経営を行い、山地災害の防止、水源の涵養、自然環境の保全、保健・文化・教育的利用等を通じて地域振興に寄与することに努める。

(3) その他必要な事項

該当なし。